

賀茂具主同族会所蔵文書翻刻三題 その三
翻刻：『五家誓戒』

山本 宗尚

解題

本文書は、享保六年（一七二二）二月二十一日に五家を再興するにあたり差し出した誓紙の原本である。五家騒動は、享保元年（一七一六）に氏人が代官役を務め、内陣の神事にも奉仕することについて社司側が不服としたことに端を発し、享保四年（一七一九）に勅裁として下された御書渡を七家社司中五家が受け取らないと申し上げたところ、違背として追放・断絶となったものである。五家は賀茂氏の中で人選し、盛平（鳥居大路）・督久（松下）・篤久（森）・氏凭（梅辻）・季隆（富野）がそれぞれ相続することとなった。本文書の最後にある享保六年二月の署名は彼らのものである。ただし、彼らを含む六名の名前と花押が切り取られている。いつ、なぜ切り取られたのかについての考察は後で行う。

『五家誓戒』は、次の五項目からなる。

- ・賀茂氏同列の確認と祭礼神事精勤の宣誓
 - ・次第転補の確認と社家中承認の元で願ひ上げすること
 - ・本紙への判が新補の条件とすること
 - ・男子相続人がない場合、七家以外の氏人から養子をとること
 - ・相続にあたり十六流の通字は改めず系譜は実父につなげること
- 継紙の署名人である松下重次郎大夫は朋久で松下督久の実子、享

保七年（一七二二）十月二日は、朋久が貴布祢祝に初補された日であるので、この署名は第三項に基づいたものであることが、系図からも立証される。ちなみに、署名は父の督久が代筆しているのだが、朋久は当時十二歳で、その年の正月二十八日に元服しているので、字が書けないほど幼くはない。

この次に七家社司が初補となるのは、享保十三年（一七二八）十一月二十二日、富野季隆の実子延季である。これは権祢宜の鳥居大路盛平卒去によるものであるが、盛平には子がなく、鳥居大路家が断絶となる（系図には、「享保十三年十一廿二依鳥居大路家断絶相続被仰出之旨於御傳奏被仰渡」とある）。延季は鳥居大路家の相続人となつているので、この時点で第四項が反故になつてることがわかる（富野家は延季の弟の正季が相続）。

また、梅辻氏凭と森篤久にも子がなく、それぞれ岡本（岡本保齡）、林（次郎丸大夫）から養子を出している。ここで、第四項をみると、当初五家の相続にあたり、断絶とならなかつた二家の林・岡本家から相続することを主張し、違乱のもとになると退けられた経緯が記されている。つまり、単に七家から相続人を出すにとどまらず、五家誓戒作成にあたり退けられた主張も実行していることがわかる。

第五項に関しては、氏人に関してはもとよりこのルールが守られ

ていることが賀茂系図にみえ、賀茂系図がイエの系図ではなくウジの系図であると言われるゆえんでもある。いっぽう、七家の系譜に目を移すと、七家が成立した寛文四年（一六六四）以降、七家は七家の中で養子をやりとりし、鳥居大路は平、林は重、その他は久に改名して実父・養父両方に書き継ぎを行っているため系図の一貫性を欠いている。おそらくこれを是正するために第五項を書いたと考えられるが、享保十三年の鳥居大路家相続の件に併せて延季は應平に、享保十四年（一六二九）正月における季隆の親久への改名と続く。その後の養子相続の事例でも改名しているのが、第五項も反故にされ、五家騒動前の状態に戻ったことになる。

これらの経緯から、本文書の相続人六人の花押と名前は日付通りに記され当初は有効性を持ったものであったが、社司側が五家騒動以前の状態に戻すことを謀り、享保十三年の鳥居大路家相続の件で五家誓戒の反故に成功したため原本の無効化のため七家側が切り取ったと考えられる。

最後に、関連人物の系図記載事項をみると、享保十三年の鳥居大路家相続の件に関わる人物がいたように見受けられる。富野季隆（元岡本で、五家騒動のときに富野を相続）の叔父の季輔は「始仕于勤修寺官済深親而有勤功為諸大夫」とあって諸大夫に取り立てられたが、季輔が天和六年（一六八六）に亡くなると、「後為後室之計以盛平令相続家督」とあって、後室の計らいで鳥居大路盛平が相続する。季隆の父は季純の養子相続をしているが、季純（延宝七年（一六七九）卒）の項にも「季純并子息等卒去之後依後室之計以季求為養子

相続家督」とあり、後室の関与が認められる。つまり鳥居大路と富野家は、養子関係ではあるもの、「季」一流に属する岡本家の「後室」が何らかの働きかけをしたようにも読み取ることができるが、その詳細は不明である。

五家騒動の顛末と本文書の現代語訳は、拙著『賀茂祢宜神主系図』に見える事件簿（2）「五家騒動」『みたらしのうたかた』第十四号、平成二十六年）に詳しいので、参照いただきたい。

本稿の作成にあたり、土橋誠氏（京都府立総合資料館）と市忠頭氏（賀茂県主同族会監事）、によりご教示を賜った。ここに御礼申し上げます。本稿は、公益財団法人図書館振興財団平成二十五年度提案型助成事業『賀茂祢宜神主系図』デジタル化及び公開事業』の成果を活用したものである。

〔番号〕包（三）二

〔体裁〕写本 一巻

縦三七・四纏、横三〇六・二纏

〔表題〕

凡例

- ・文中（ ）は翻刻者の注記を示す。
- ・旧字体は新字体に改め、句読点は適宜補った。
- ・本文最後に切り取られた署名については、『賀茂祢宜神主系図』か

ら該当者を補った。

本文

(附箋貼付) 五家誓戒

(本文) 定置 五家之称号相統誓戒之事

一 右子細者、今度依一社之吹挙鳥居大路・

松下・森・梅辻・富野五家之称号相統之儀

被 仰出于某等不存寄、過分之至存候。抑

当社氏人者、建津身命之後裔、自在實一

人各相別、同姓一列無嫡・庶之差別、社職次

第転補・官位昇進之社法ニ候得者、勿論某等

至に子々孫々全不挿譜代之別心、社家中官

位昇進之儀、并神事祭礼勤方等不漏、氏人

中一同之多議万事、以正直可被評議事。

一 後々年時節有之、如古法、自氏神祝神主迄、次第

転補之儀被願上之節者、氏人中一同願上、五

家之称号關之、可改旧号事。

一 某等子々孫々、向後預一社之挙、初而被補社

職之節者、一社挙状以前、新補之人体先此

一紙ニ加判之上、挙状可被上之。若加判之儀違

乱之輩於有之者、為氏人中可被停廢之。

若又雖為加判以後、此置文之趣違背之輩於

有之者、為氏人中速被訴御伝 奏可被改易其職事。

一 某等子孫自然男子雖無之、以七家之子孫不可致

養子、七家之外於氏人中可求養子。又子孫多有之、

縱自七家中懇望雖有之、不可遣之。右子細者、今度

五家相統之人体其家之旧別、又出十六流之中

旧別之内、遂吟味書付可差上之旨、從御伝 奏

万里小路中納言尚房卿被仰付。于時林神主重統

申候者、今度五家相統之人者、為七家中之儀間、自

七家之外相統之事、不得其意候。林・岡本兩家有

之上者、某嫡男貴布祢社祝重治二男次郎丸大夫、弟

重旧、重宥、并貴布祢社祝宜岡本保懐、弟保齡、右

以五人五家之相統可願上旨申之。是亦一社依不得

其意、重統格別ニ願上、御僉議之上、七家分ニ相立候

上者、自林家相統之事不可然、是則為違乱基之

旨、御沙汰有之。自一社申上輩而被仰付者也。然

上者、自今以後右之趣急度相守、以七家之子孫不可

為養子事。

一 某等五家之称号雖被相統、於名乘者、面々其一流

之通字不相改候。然者後々年某等子孫、自然男

子無之時、十六流之内、自何之流雖被養子、通字

不於改可令相統候。然者惣中系図之儀、其実

父之下ニ可被統之。養子相統之子細者、養父与養子

兩所ニ可被記置之事。

右條々為後代所記置也者。並に子々

孫々、永不可破此法。仍置文如件。

享保六辛丑年二月

鳥居大路修理大夫 (花押、切取)

(盛平、切取)

松下安房守 (花押、切取)

(督久、切取)

森 但馬守 (花押、切取)

(篤久、切取)

梅辻石見守 (花押、切取)

(氏凭、切取)

富野備中守 (花押、切取)

(季隆、切取)

享保七壬寅年十月二日

依幼年督久代別

松下重次郎大夫

(花押、切取)

(朋久、切取)